### 図書館資料の弁償に関する取扱い実施基準

(目的)

第1条 この基準は、府中市立図書館における図書館資料の弁償に 関する取扱い要綱(平成19年11月26日制定。以下「弁償要 綱」という。)に基づき、具体的な事務処理を実施するために必要 な事項を定めるものとする。

(弁償資料)

- 第2条 弁償要綱第4条第1号に規定する弁償資料と同等と認められる資料は、次の各号に掲げる資料とする。
  - (1) 書名、著者及び出版社、発行年月日等により同一と認められる資料
  - (2) 当該資料の改訂版・増補版・新装版等
- 2 弁償要綱第4条第2号に規定する図書館が指定又は承認した資料は、次の各号に掲げる資料とする。
  - (1) 当該資料の代価相当の図書館購入予定資料 (原則として最新 選定資料リストから選定)
  - (2) 分野及び内容が同等で代替資料として適当であると認められる資料
  - ③ その他図書館が同等の価値を有すると認める資料
- 3 型紙・地図等図書資料の付録、CD-ROM等の電子付録、視聴覚資料の歌詞カード・解説書等の付属資料を損傷、汚損、紛失又は一部欠落した場合は、版等を含めて同一の資料であれば付録のみを弁償することができる。

(現金による弁償方法)

- 第3条 弁償要綱第4条第4号に規定する現金での弁償は、次の各 号によるものとする。
  - (1) 資料本体の価格に相当する金額
  - (2) 弁償資料が、複数冊(点)のセット単位での購入に限定される場合は、そのセット価格を構成冊(点)数で割ったうえで、 当該資料分の金額(1円未満切捨て)

- (3) 絶版等の理由により第2条第3項による付録の現物弁償が困難な場合、地図等に関しては当該資料価格の1割相当額(1円未満切捨て)、視聴覚資料の付属資料については、一律一冊200円を現金弁償するものとする。
- (4) その他図書館長が適当と認める場合においては、現金による 弁償を認めるものとする。

(弁償期日の設定及び弁償資料の書名等の提供)

- 第4条 弁償事務取扱者は、第2条に定めた弁償資料について、弁 償要綱第5条第1項に規定する弁償期日を確認のうえ、弁償資料 名等連絡票等により、弁償対象者に対して弁償期日及び弁償対象 (又は指定)資料に関する情報を提供しなければならない。
- 2 弁償事務取扱者は、前項で確認した弁償期日及び弁償要綱第6 条に基づく弁償届の受理日等について、図書館システムに反映さ せなければならない。

(弁償を要する資料の基準)

第5条 資料の汚破損等による弁償を求める基準は、別記「弁償を 要する資料の基準」により判断するものとする。

(弁償の免除)

- 第6条 弁償要綱第7条第3号に規定する図書館が弁償に値しないと認める資料は、次の各号によるものとする。
  - (1) 行政資料、非売品等で再取得が不可能かつ本体価格が明らかでない資料
  - (2) 貸出回数が100回以上のビデオテープ又はカセットテープ及び貸出回数が200回以上のCD、DVD
  - ③ その他図書館長が認めた資料

(弁償後の取扱い)

第7条 第2条に規定する現物弁償の手続が完了した場合、紛失により弁償した同等の資料等については、その後弁償資料が発見された場合であっても原則、返還しないものとする。このとき、利用者から申し出がある場合は、当該資料を無償で譲渡することができる。ただし、図書館長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

(様式)

第8条 この基準の施行について必要な様式は別に定める。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

# 別記 「弁償を要する資料の基準」

対象:図書館資料(付録を含む)

### 1 資料の弁償基準

- (1) 水濡れ・飲食物等の染み
  - ① 水、その他の水分により濡れ等が生じ、歪みや波打ち状態となった場合、またはページ同士が貼り付き開くことが困難な場合
  - ② お茶、コーヒー等飲食物により染み等の汚れが生じた場合
  - ③ カビが発生した場合

# (2) 資料の一部汚破損、亡失

- ① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合
- ② 血液等、衛生上問題のある汚れが生じた場合
- ③ たばこ等による焦げ跡が残った場合
- ④ セロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、また は接着を剥がしたことによりページが欠損した場合
- ⑤ その他資料に本来あるべきではないと判断しうる状態の場 合

#### (3) 書き込み

- ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合
- ② 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、または痕跡が残る場合
- ③ 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合

## (4) 噛み跡

- ① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合
- ② 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合
- ③ 乳幼児、ペット等が噛んだ、もしくは口に一部分を含んだために(1)に相当する状態になった場合

## (5) 異物の挟み込み・臭い・折り癖

- ① 衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合(ただし、取り払うことで状態に異常がない場合は、この限りでない。)
- ② 悪臭、香水等の臭いがとれない場合
- ③ 折り癖により直しても膨らんでしまうほど資料の形状が変わった場合

#### (6) 付録

- ① 型紙・地図等の図書資料の付録については、(1)から(5)及び(8) に準じ、弁償が必要と判断された場合
- ② CD-ROM等の電子付録が再生機器で再生できない場合
- ③ CD-ROM等の電子付録を再生する際に機器の故障が生 じる恐れがある場合

#### (7) 視聴覚資料

- ① 破損等により視聴覚資料本体にひび・割れ等が生じ視聴が不可能になった場合
- ② 視聴覚資料を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- ③ 歌詞カード・解説書等の視聴覚資料の付録については、(1)から(5)及び(8)に準じ、弁償が必要と判断された場合
- (8) 利用者の故意または過失により利用に供することが困難と図書館長が判断する場合

## 2 その他

- (1) 1の基準のうち、一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合で弁償には及ばないと図書館が認めたものについては、弁償の対象外とすることができる。
  - ① I C タグや視聴覚資料のケースのみの破損等、図書館資料の装備に係る汚破損の場合
  - ② 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
  - ③ 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうる状態の場合
  - ④ 弁償にあたらないと図書館長が判断する場合
- (2) 弁償に該当するか否かの判断は、原則として複数の職員の協議によるものとする。